

## 新型コロナウイルスワクチン接種に係る授業の取扱いについて

令和3年7月13日

山口県立大学長 加登田恵子

## 1. 趣旨

現在、本学では新型コロナウイルスワクチン接種(職域接種)の取組みを進めているところです。このほか自治体による大規模接種を始め、若い世代にもワクチン接種の機会が拡大しています。本学では、学生の皆さんが接種しやすい環境の整備を図る観点から、以下のとおり公認欠席等の取扱いを定めます。

## 2. ワクチン接種に係る授業の取扱い

## (1) 基本方針

現在、ワクチン接種後の副反応により発熱等の症状がある場合は、「発熱等の症状がなくなった後は直ちに通学可とし、症状がある期間中は公認欠席の対象とする」という取扱いを行っていますが、ワクチン接種日と授業が重なった場合の欠席も「接種当日に限り公認欠席の対象とする」こととします。

## (2) 具体的な取扱い

- ・ワクチン接種日と授業が重なったため欠席する場合は、接種当日に限り公認欠席の対象とします。
- ・公認欠席の手続は、原則として1週間以内に教務部門で行ってください。
- ・公認欠席の手続にはワクチン接種日が分かる書類(接種記録書、接種案内文書等)が必要です。
- ・この通知が発出された以前にワクチン接種のために授業を欠席した場合についても、手続により公認欠席の対象とします。
- ・公認欠席は、原則として所定の授業時間数の3分の1までしか認められません。集中講義の場合は、特に注意してください。

## 3. その他

- ・やむを得ず期末試験とワクチン接種日が重複した場合は、期限内の手続により追試験の対象とします。
- ・ワクチン接種はできる限り授業、期末試験と重ならないようにしてください。